6　「再資源化率」とは、使用済みとなって排出され、回収されたカートリッジ等質量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。ただし、「回収されたカートリッジ等」の対象から、ウエブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。

7　トナーカートリッジに係る判断の基準①及びインクカートリッジに係る判断の基準①の「回収システムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みのカートリッジ等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．カートリッジ本体に、製品名及び事業者名（ブランド名なども可）をユーザが見やすいように記載していること。

ウ．製品の包装、同梱される印刷物、本体機器製品の取扱説明書又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し使用済カートリッジ等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がなされていること。

8　トナーカートリッジに係る判断の基準④及びインクカートリッジに係る判断の基準④の「適正処理」とは、再使用又は再生利用できない部分については、使用済カートリッジ等を回収した事業者が自らの責任において適正に処理・処分していることをいい、他の事業者が実施する回収システムによって行う処理（事業者間において交わされた契約、合意等によって行う場合を除く。）は含まれない。ただし、その対象から、ウエブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。

9　トナー及びインクの「化学安全性」とは、次の基準による。

ア．トナー及びインクには、以下の①～③の各物質が処方構成成分として添加されていないこと。

①カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ニッケル及びその化合物。ただし、着色剤として用いられる分子量の大きいニッケルの錯化合物を除く。

②以下のａ～ｆの各物質。なお、ｄは別表１に示す物質、ｅはＥＣＨＡ　ＲＥＡＣＨ認可対象候補物質リスト（2012年６月18日時点）による。

ａ．ＥＣ規則1272／2008のAnnex Ⅵ、表３．１のカテゴリ１Ａ、１Ｂ、又は２に分類される発がん性物質

ｂ．ＥＣ規則1272／2008のAnnex Ⅵ、表３．１のカテゴリ１Ａ、１Ｂ、又は２に分類される変異原性物質

ｃ．ＥＣ規則1272／2008のAnnex Ⅵ、表３．１のカテゴリ１Ａ、１Ｂ、又は２に分類される生殖毒性物質

ｄ．ＲＥＡＣＨ規則のAnnex Ⅻの基準に基づく、難分解性、生体蓄積性毒性物質（ＰＢＴ物質）又は極めて難分解性で高い生体蓄積性の物質（vPvB物質）

ｅ．ＲＥＡＣＨ第59条１項に記載のリスト（いわゆるＳＶＨＣ候補リスト）に掲げられた特に警告されている物質

ｆ．ＥＣ規則1272／2008のAnnex Ⅵの表３．１又は３．２に基づき以下のＨフレーズ又はＲフレーズを伴う混合物のラベリングを要する、又は同種混合物分類の要求に合致する物質

H370（R39／23／24／25／26／27／28）臓器を傷害する
H371（R68／20／21／22）臓器を傷害するおそれがある
H372（R48／25／24／23）臓器を傷害する
H373（R48／20／21／22）臓器を傷害するおそれがある

③一つ以上のアゾ基が分解されて別表２に示すアミンを放出する可能性のあるアゾ着色剤（染料又は顔料）

イ．トナー及びインクに殺虫・殺菌性物質を使用する場合には、「殺生物製品の市場での入手と使用を可能とすることに関する2012年５月22日付の欧州議会及び理事会規則（ＥＵ）No528／2012」のAnnex Ⅰにリストされた成分のみを処方構成成分として添加していること。ただし、リストされていない物質を使用する場合には、当該指令に基づいて承認申請が提出されていれば添加は許されるが、不認可が決定された場合にはその限りでない。

ウ．トナー及びインクに関し、Ames試験において陰性であること。

エ．トナー及びインクのＳＤＳ（安全データシート）を備えていること。

別表１　ＲＥＡＣＨ規則のAnnex Ⅻの判定基準を満たすＰＢＴ物質又はvPvB物質

	化　学　物　質　名	ＣＡＳ　№
1	アントラセン油（アントラセンペースト、アントラセン留分）	91995―15―２
2	アントラセン油（アントラセンペースト、軽蒸留）	91995―17―４
3	ペンタクロロチオフェノール	133―49―３
4	アントラセン油（アントラセン低含有）	90640―82―７
5	アントラセン油	90640―80―５
6	アントラセン油（アントラセンペースト）	90640―81―６
7	アントラセン	120―12―７
8	ペルクロロブター１，３―ジエン	87―68―３
9	シクロドデカン	294―62―２
10	テトラメチル鉛	75―74―１
11	重油留出物（コールタール）	90640―86―１
12	ピッチ蒸留残油（コールタール）	92061―94―４
13	クロロアルカン（Ｃ＝10～13）	85535―84―８
14	ヘキサブロモシクロドデカン	25637―99―４
15	重油留出物（コールタール）ピレン留分	91995―42―５
16	２，４―ジクロロフェニル―４’―ニトロフェニルエーテル	1836―75―５
17	ピッチ留出物（コールタール）ピレン留分	91995―52―７
18	オクタブロモジフェニルエーテル	32536―52―０
19	１，１，１，３，３，３―ヘキサブタン―１―イルジスタンノキサン	56―35―９
20	１，２，３―トリクロロベンゼン	87―61―６